

青梅市公共交通協議会委員報償規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、青梅市公共交通協議会規約（平成23年 月 日施行。）第16条第2項の規定にもとづき、青梅市公共交通協議会（以下「協議会」という。）の委員報償に関し、必要な事項を定めるものとする。

（報償金の額）

第2条 会長および座長の報償金の額は、日額12,500円とする。

2 監査委員および委員の報償金の額は、日額11,500円とする。

3 市長、副市長その他の青梅市の常勤職員には、報償金を支給しない。

（補則）

第3条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、協議会が別に定める。

付 則

この規程は、平成23年 月 日から施行する。